

鉾区税

納める人

県内にある鉾区に鉾業権を所有している人です。

納める額

砂鉾を目的としない鉾区

採掘	面積100アールごとに	年額400円
試掘	面積100アールごとに	年額200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは上記の3分の2です。

砂鉾を目的とする鉾区

河床に存するもの	延長1,000メートルごとに	年額600円
河床でないもの	面積100アールごとに	年額200円

申告

鉾業権の取得、消滅、変更の日から10日以内に申告書を提出します。

納税

毎年5月に県税事務所から送付される納税通知書により納税します。

石灰石等の鉾物を掘る権利のある人に課税されます。

狩猟税

納める人

狩猟者の登録を受ける人です。

納める額

登録する狩猟免許の種類と個人県民税（所得割）を納付するの必要の有無によって決まります。

（右表参照）なお、令和6年3月31日まで、狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に県内で鳥獣の許可捕獲を行った場合には、右表の「納める額」が1/2となります。対象鳥獣捕獲員及び鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和6年3月31日までの間に行われた場合は、狩猟税が免除されます。

狩猟者の登録を受ける免許の種類	県民税の要件	納める額
第1種銃猟免許 （散弾銃・ライフル銃等の空気銃以外の銃器）	県民税の所得割を納付する必要のない人（※）	11,000円
	上記以外の人	16,500円
網猟免許 または わな猟免許 （銃器以外の網、わな）	県民税の所得割を納付する必要のない人（※）	5,500円
	上記以外の人	8,200円
第2種銃猟免許 （空気銃）	なし	5,500円

（※）県民税の所得割を納付する必要のない人であっても、一定の控除対象配偶者や扶養親族に該当するときは、納める額が16,500円、8,200円となる場合があります。

申告と納税

申告の必要はありませんが、狩猟者の登録を受けるときに納税しなければなりません。

狩猟者の登録を受けて狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、この税金は、鳥獣の保護や管理、及び狩猟に関する費用にあてられます。